

## 裁判官会議（第15回）議事録

令和6年5月8日（水曜日）

裁判官会議室において、午前11時30分開議

出席者 戸倉長官、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、安浪、渡邊、岡、堺、今崎、尾島、宮川、石兼各裁判官

戸倉長官議長席に着く。

議事

人事について

- (1) 徳岡人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の裁判官の死亡については、報告がされ、3の裁判官の転補等及び4の裁判官の新規任命等については、いずれも原案どおり決定した。
- (2) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、松江地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

松江地方、家庭裁判所長松井千鶴子の定年退官に伴い、

[REDACTED]を松江地方、家庭裁判所長とする。

午前11時35分終了

議長  
[REDACTED]

秘書課長  
[REDACTED]

裁判官会議資料 第1  
(5月8日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和6.5.8提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官 (令 6. 6. 2)	東京高判事・東京簡裁判事 田 原 美奈子 (48)
依願免本官並びに兼官 (令 6. 6. 5)	さいたま地家判事・さいたま簡裁判事 森 田 初 恵 (61)
定年退官 (令 6. 5. 29)	豊中簡裁判事 山 本 猛
定年退官 (令 6. 6. 5)	古川簡裁判事 高 倉 篤 曜
定年退官 (令 6. 6. 9)	東京簡裁判事 岡 野 清 二

2 裁判官の死亡について

死亡	仙台高判事(部総括)・仙台簡裁判事 小 林 久 起 (36)
----	-----------------------------------

3 裁判官の転補等について

川越簡裁判事(司掌者)・さいたま地家川越支判事(支部長)	東京高判事・東京簡裁判事 松 本 明 敏 (45)
仙台高判事(部総括)・仙台簡裁判事	横浜地家相模原支判事(支部長)・ 相模原簡裁判事(司掌者) 倉 澤 守 春 (45)

横浜地家相模原支判事（支部長）

東京高判事・東京簡裁判事

相模原簡裁判事（司掌者）

関　述　之（47）

豊中簡裁判事

大阪簡裁判事

山本泰博

大阪簡裁判事

枚方簡裁判事（司掌者）

神谷義彦

#### 4 裁判官の新規任命等について

枚方簡裁判事（司掌者）

齋藤正人

## 裁判官会議（第16回）議事録

令和6年5月15日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 戸倉長官、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、安浪、渡邊、岡、堺、今崎、尾島、宮川、石兼各裁判官

戸倉長官議長席に着く。

### 議事

#### 1 常置委員について

福島秘書課長から、資料第1に基づき、令和6年6月1日から同年7月20日まで及び同年9月1日から同年12月31日までの常置委員について説明があり、原案どおり決定した。

#### 2 民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について

福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長及び馬渡家庭局長から、資料第2に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定した。

#### 3 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第3に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の転補等については、原案どおり決定した。

(2) 徳岡人事局長から、資料第4に基づき、松江地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア [REDACTED]

イ 大阪地方、家庭裁判所堺支部長西村欣也を松江地方、家庭裁判所長とする。

ウ 大津地方、家庭裁判所長西田隆裕の依願免本官並びに兼官に伴い、佐賀地方、家庭裁判所長小倉哲浩を大津地方、家庭裁判所長とし、その後任者を神戸地方、家庭裁判所姫路支部長増森珠美とする。

午前10時38分終了

議 長  
[REDACTED]

秘書課長  
[REDACTED]

裁判官会議資料 第3  
(5月15日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和6.5.15提出)

1 裁判官の退官について

定年退官 (令 6. 6. 18) 横浜地家横須賀支判事・横須賀簡裁判事  
槐 智 子 (42)  
定年退官 (令 6. 6. 28) 東京簡裁判事  
平 鍋 勝

2 裁判官の転補等について

福岡地家小倉支判事補・小倉簡裁判事 東京地家判事補・東京簡裁判事  
後 藤 彩 (72)  
神戸地家判事補・神戸簡裁判事 水戸地家判事補・水戸簡裁判事  
金 子 恵 理 (72)  
大阪地家判事補・大阪簡裁判事 水戸家地土浦支判事補・土浦簡裁判事  
高 橋 俊 介 (70)  
東京地判事補・東京簡裁判事 静岡家地浜松支判事補・浜松簡裁判事  
先 崎 春 奈 (70)  
大阪地家判事補・大阪簡裁判事 鹿児島地家判事補・鹿児島簡裁判事  
伊 藤 祐 貴 (69)  
東京地判事補・東京簡裁判事 山形地家判事補・山形簡裁判事  
佐々木 康 平 (68)

事務総局会議（第12回）議事録	
日時	令和6年5月7日（火）午後2時00分～午後2時05分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、精松民事局第一課長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、後藤審議官、清藤デジタル審議官
議事	民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について 精松民事局第一課長、吉崎刑事局長及び馬渡家庭局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 福島直之	

理由

最近における経済事情の変動に鑑み、証人等の日当の最高額を引き上げる必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

## 民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係—民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）

新

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人、  
 民事訴訟法第百八十七条第一項（これを準用し、  
 又はその例による場合を含む。）の規定による審  
 尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所か  
 ら期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者につい  
 ては一日当たり八千二百円以内、鑑定人、通訳人、

旧

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人、  
 民事訴訟法第百八十七条第一項（これを準用し、  
 又はその例による場合を含む。）の規定による審  
 尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所か  
 ら期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者につい  
 ては一日当たり八千百円以内、鑑定人、通訳人、

、査証人及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千八百円以内とする。

---

査証人及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千七百円以内とする。

第二条関係—刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）

新

（証人等の日当の額）

第三条 法第四条第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千二百円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千八百円以内とする。

旧

（証人等の日当の額）

第三条 法第四条第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千百円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千七百円以内とする。

第三条関係——人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）

新

第三条（略）

2　日当の額は、一日当たり七千八百円以内において、裁判所が定める。

旧

第三条（略）

2　日当の額は、一日当たり七千七百円以内において、裁判所が定める。

第四条関係—司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）

新

第七条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万五百円以内において、裁判所が定める。

旧

第七条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万四百円以内において、裁判所が定める。

第五条関係—参与員規則（昭和二十一年最高裁判所規則第十三号）

新

第六条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万五百円以内において、裁判所が定める。

旧

第六条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万四百円以内において、裁判所が定める。

第六条関係—鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）

新

(日当の支給基準及び額)

第七条 (略)

2 日当の額は、一日当たり六千百四十円以内にお

いて、裁判所が定める。

旧

(日当の支給基準及び額)

第七条 (略)

2 日当の額は、一日当たり六千八十円以内におい

て、裁判所が定める。

第七条関係—執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）

新

（立会人の日当等）

第三十八条 立会人の日当（法第十条第一項第三号）は、五千四百七十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

旧

（立会人の日当等）

第三十八条 立会人の日当（法第十条第一項第三号）は、五千四百二十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

2 (略)

（評価人の日当等）

第四十条 前条第一号の日当は、七千八百円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

2 (略)

（評価人の日当等）

第四十条 前条第一号の日当は、七千七百円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

2  
3  
4

略

2  
3  
4

略

第八条関係—裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）

新 旧

（裁判員等の日当・法第十一條等）

第七条（略）

（裁判員等の日当・法第十一條等）

第七条（略）

- 2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については  
一日当たり一万二百円以内において、裁判員等選任  
手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員  
候補者については一日当たり八千二百円以内におい  
て、それぞれ裁判所が定める。